

○厚生労働省令第百九号

職業安定法（昭和二十二年法律第一百四十一号）第三十二条の十四及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第三十六条の規定に基づき、職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月二十九日

厚生労働大臣 加藤 勝信

職業安定法施行規則及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（職業安定法施行規則の一部改正）

第一条 職業安定法施行規則（昭和二十二年労働省令第十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	附 則 ①～④ （略）	改 正 前	附 則 ①～④ （略） （新設）
<p>⑤ 令和二年四月一日から同年六月三十日までの期間に、第二十四条の六第二項第一号に掲げる基準に該当しないこととなる職業紹介責任者については、当該基準に該当しないこととなる日の翌日から三月の間は、同号の規定にかかわらず、引き続き当該基準に該当するものとみなす。</p>			

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の施行規則の一部改正）

第二条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	附 則 1・2 （略）	改 正 前	附 則 1・2 （略） （新設）
<p>3 令和二年四月一日から同年六月三十日までの期間に、第二十九条の二第一号に掲げる基準に該当しないこととなる派遣元責任者については、当該基準に該当しないこととなる日の翌日から三月の間は、同号の規定にかかわらず、引き続き当該基準に該当するものとみなす。</p>			

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の職業安定法施行規則附則第五項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則附則第三項の規定は、令和二年四月一日から適用する。